

○枚方市立図書館条例施行規則

平成23年12月21日

教委規則第6号

改正 平成24年3月14日教委規則第1号

平成26年6月27日教委規則第6号

平成27年6月26日教委規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、枚方市立図書館条例（昭和48年枚方市条例第10号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間及び休館日)

第2条 図書館（分室及び自動車文庫を除く。次項及び別表第1において同じ。）の開館時間及び休館日は、別表第1のとおりとする。

- 2 教育長は、特に必要があると認めるときは、図書館の開館時間若しくは休館日を臨時に変更し、又は図書館の休館日を臨時に設けることができる。

(分室)

第3条 枚方市立中央図書館に分室を置く。

- 2 分室の名称及び位置は、別表第2のとおりとする。
3 分室の開室時間、休業日等は、教育長が別に定める。

(自動車文庫)

第4条 枚方市立中央図書館に自動車文庫を置く。

- 2 自動車文庫の巡回の日時、場所等は、教育長が別に定める。

(入館の制限)

第5条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を禁じ、又は退館を命じることができる。

- (1) 図書館の施設若しくは設備若しくは図書館資料（図書館法（昭和25年法律第118号）第3条第1号に規定するものをいう。以下同じ。）を損傷し、若しくは滅失し、又はそのおそれのある者
(2) 他の入館者に危害若しくは迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある者
(3) 図書館の管理上必要な指示に従わない者
(4) 前3号に掲げる者のほか、図書館の管理上支障があると認められる者

(館内での利用)

第6条 図書館資料の館内での利用は、所定の場所で行わなければならない。

(貸出しの対象者)

第7条 図書館資料の貸出しは、次の各号に掲げるものに対し、行うものとする。

- (1) 枚方市、守口市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市又は交野市に在住し、在学し、又は在職する者
- (2) 枚方市に所在する団体
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が特に認める者

(貸出禁止の図書館資料)

第8条 次に掲げる図書館資料のうち教育長が指定したものは、貸出しを行わないものとする。

- (1) 貴重な図書館資料
- (2) 辞書、事典等
- (3) 郷土資料、行政資料等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に貸出しを禁止する必要があるもの

(個人登録)

第9条 個人で図書館資料の貸出しを受けようとする者(第7条第3号に規定する者を除く。)は、あらかじめ個人登録を受けなければならない。

- 2 個人登録を受けようとする者は、貸出申込書(様式第1号)を教育長に提出しなければならない。
- 3 貸出申込書の提出を行う者は、その際に、氏名及び住所を確認できる書類(枚方市に在学し、又は在職する者にあつては、当該者であることを確認できる書類を含む。)を提示しなければならない。
- 4 教育長は、貸出申込書の提出があつたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、個人登録を行い、貸出カード(様式第2号)を交付するものとする。

(貸出カードの有効期間)

第10条 貸出カードの有効期間は、個人登録の日から2年とする。

- 2 個人登録を受けた者は、前条第3項の書類を提示し、貸出カードの有効期間の更新を受けることができる。
- 3 前項の更新を受けた場合の貸出カードの有効期間は、当該更新の日から2年とする。

(事情変更等の届出等)

第11条 個人登録を受けた者は、貸出申込書の記載事項（年齢及び学年を除く。）に変更があったとき又は貸出カードを紛失したときは、遅滞なく、教育長にその旨を届け出なければならない。

2 個人登録を受けた者は、貸出カードを紛失し、又は貸与したため枚方市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 教育長は、個人登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その個人登録を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により個人登録を受けたとき。

(2) 第7条第1号に該当しなくなったとき。

(3) 前条第2項の更新の日又は図書館資料の貸出しの日のうち最も遅い日から3年を経過したとき。

(個人への貸出し)

第12条 個人登録を受けた者は、個人で図書館資料の貸出しを受けようとするときは、貸出カードを提示しなければならない。ただし、次条第1項に規定する図書宅配サービスを利用して図書館資料の貸出しを受ける場合は、この限りでない。

(図書宅配サービス)

第13条 個人登録を受けた者のうち枚方市に在住し、在学し、又は在職するものは、図書宅配サービス（郵送等により、図書館資料（CD等その他の別に定める図書館資料を除く。以下この項において同じ。）の貸出しを受け、又は図書館資料を返却することができるサービスをいう。以下同じ。）を利用することができる。

2 図書宅配サービスに要する費用は、当該図書宅配サービスを利用する者の負担とする。ただし、身体の障害等により来館が困難である特別の事情があると教育長が認める者が利用する場合は、この限りでない。

3 前項に定めるもののほか、図書宅配サービスについて必要な事項は、別に定める。

(個人への貸出しの数量)

第14条 個人に貸出しを行う図書館資料の数量は、1人につき12点を限度とし、このうちCD、DVD及びビデオテープ（以下「CD等」という。）の数量の合計は、1人につき3点を限度とする。

(貸出期間)

第15条 個人に図書館資料の貸出しを行う期間（以下「貸出期間」という。）は、CD等以外の図書館資料については2週間（図書宅配サービスを利用する場合にあっては、2週間に

郵送等に要する期間として別に定める期間を加えた期間)とし、CD等については1週間とする。ただし、教育長が別に定める場合は、この限りでない。

2 貸出期間の延長は、次の各号に掲げる図書館資料の区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

(1) CD等以外 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによる。

イ ロ以外の場合 貸出しの日から2月を限度として、貸出期間の延長の申込みの日から2週間ごと

ロ 図書宅配サービスを利用している場合 1回に限り、貸出期間の延長の申込みの日から2週間

(2) CD等 1回に限り、貸出期間の延長の申込みの日から1週間

3 次に掲げる図書館資料は、貸出期間の延長を行わないものとする。

(1) 貸出期間を超過している図書館資料

(2) 貸出しの予約のある図書館資料

(3) 枚方市以外の図書館等から借り受けている図書館資料のうち教育長が特に指定するもの

(予約及びリクエスト)

第16条 個人登録を受けた者のうち枚方市に在住し、在学し、又は在職するものは、図書館資料の貸出しの予約(以下「予約」という。)及びCD等以外の図書館資料のうち図書館に所蔵していないものの貸出しの申込み(以下「リクエスト」という。)を行うことができる。

2 予約及びリクエストの手続等は、教育長が別に定める。

(個人への貸出しの停止)

第17条 教育長は、貸出期間を60日以上超過しているにもかかわらず図書館資料の返却を行わない者及び条例第4条又はこの規則第11条第2項の規定による図書館資料に係る損害の賠償を行わない者に対し、当該返却又は賠償が行われるまでの間、図書館資料の貸出しを停止することができる。

(団体への貸出しの手続等)

第18条 団体に図書館資料の貸出しを行う場合の手続等は、教育長が別に定める。

(補則)

第19条 この規則に定めるもののほか、図書館の利用に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正前の枚方市立図書館条例施行規則の規定により交付された館外貸出票は、この規則の規定により交付された貸出カードとみなす。

附 則〔平成24年3月14日教委規則第1号〕

この規則は、公布の日から施行する。

附 則〔平成26年6月27日教委規則第6号〕

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

附 則〔平成27年6月26日教委規則第4号〕

この規則は、平成27年6月29日から施行する。